

— 家畜を飼っておられる皆様へ —

定期報告及び飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！

平成26年1月

平成23年に「家畜伝染病予防法」という法律が改正され、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の発生を予防するため、法の対象となる家畜を飼っておられる方は定期報告書の提出が義務付けられています。下記要領に基づき提出をお願いします。

皆様方には、日頃より、飼養衛生管理基準（裏面の守っていただきたい事項を参考にしてください。）に基づく衛生的な飼育を心がけていただきますようお願いいたします。

○飼育状況の定期報告について

1) 下記の動物（家畜）を飼っておられる方には、定期報告書の提出が義務付けられました。

【家きん】

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう

【その他家畜】

牛・水牛・馬・鹿・緬山羊・豚・いのしし・

1頭（羽）から報告が必要です。

2) 報告内容：平成26年2月1日時点で飼育している家畜の種類及び頭羽数
※2月1日時点で家畜を飼育されていない場合、報告の必要はありません。

3) 提出期間

【家きん】平成26年2月1日から同年6月15日まで

【その他家畜】平成26年2月1日から同年4月15日まで

4) 報告様式については、別添のとおりですが、下記のアドレス（大阪府ホームページ）からも取得することができます。
報告様式に必要事項を記入のうえ、郵送もしくはFAXで報告してください。

（参考）報告様式：<http://www.pref.osaka.jp/doubutu/tikusaneisei/siyoueiseikanri.html>

5) 提出先：大阪府家畜保健衛生所

○守っていただきたい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認

農林水産省や大阪府のホームページなどを通じて、家畜伝染病の発生状況や予防対策などに関する情報を積極的に把握しましょう。

2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

飼育小屋の敷地（衛生管理区域といいます。）とそれ以外の敷地の境界がわかるようにし、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。

衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）を使用し、飼育小屋へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

野鳥の侵入を防ぐため防鳥ネットなどを適切に張り、エサや飲み水に野鳥などの糞尿が混入しないようにしましょう。

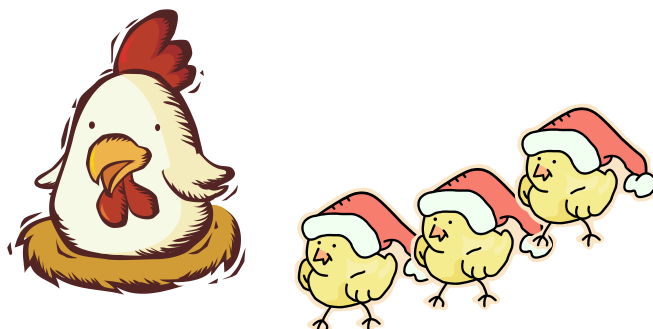
3. 家畜の健康観察と早期通報

毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。

衛生管理区域へ立ち入った人や車両、導入した家畜の記録を取っておきましょう。

4. 海外渡航について

鳥インフルエンザ発生国の家さん農家等関連施設への訪問は、控えて下さい。



大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152
